

災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは上田市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を迅速かつ円滑に行い、もって市民生活の早期安定等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務
- （2）被災地における防火・防犯の安全パトロール
- （3）避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務
- （4）被災状況等の情報提供業務
- （5）その他甲において必要と認める安全確保のための業務

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、要請を受けた業務（以下「要請業務」という。）を実施する。

2 前項の規定による要請業務の実施は、乙が、乙の会員である警備事業者（以下「警備事業者」という。）の従業員のうち、要請業務に対する専門的知識及び技能を有するもの（以下「警備員」という。）に従事させることにより行うものとする。

3 甲は、乙又は要請業務に従事する警備事業者に対し、必要な情報等を提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務の実施状況について、文書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 要請業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。
ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、要請業務に際し、乙又は警備事業者に生じた損害については、補償しないものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 要請業務中に第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(出勤可能人員等の把握)

第11条 乙は、警備事業者ごとの出勤可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第12条 この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月26日

長野県上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上田市長 母袋 創一

長野市中御所1丁目5番1号
乙 一般社団法人長野県警備業協会
会長 竹花 長雅

(別紙)

警備料金の単価内訳表

1 昼間(実働8時間当たり)の単価

(単位:円)

警備別 項目	交通誘導警備 (1)		施設警備 (2)		
	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B	警備員 A	警備員 B	警備員 C
一般管理費 (法定福利費、労務管理費等)	ア(基準単価)×0.23				
現場管理費 (安全管理費、宿舍費等)	ア(基準単価)×0.18				
合計 (警備員1名当たりの単価)	ア(基準単価)×1.41				

1 国土交通省土地・建設産業局が毎年発表する「公共工事設計労務単価」に定める単価のうち、長野県の「交通誘導警備員 A」及び「交通誘導警備員 B」を適用する。

2 国土交通省官庁営繕部が毎年実施している、建築保全業務労務単価の実態調査に基づいて決定し、公表する単価のうち、隣接する新潟県の「警備員 A」、「警備員 B」及び「警備員 C」の日割基礎単価を適用する。

応援派遣を必要とする場合は、宿泊・交通費の実費(広域派遣費)を別途積算するものとする。

2 正規の勤務時間が夜間(22:00~5:00)の場合の1時間当たりの加算額(3に該当する場合を除く)

$$\text{ア} \div 8 \times 100 \text{ 分の } 25$$

3 時間外(正規の勤務時間を超えて業務を行う場合)の1時間当たりの支給額

$$\text{ア} \div 8 \times 100 \text{ 分の } 25$$

(夜間(22:00~5:00)に及ぶ場合は、2で定めた加算額を加える)